

意見書案第 13 号

重要経済安保情報保護法の廃止を求める意見書

上記の意見書を次のとおり提出します。

令和 6 年 7 月 3 日

大津市議会議長

幸 光 正 嗣 様

提 出 者 杉 浦 智 子
林 まり
柏 木 敬友子
小 島 義 雄

重要経済安保情報保護法の廃止を求める意見書

重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護法」という。）は、流出すれば日本の安全保障に支障を来すおそれがある政府保有の情報を「重要経済安保情報」に指定し、この情報にアクセスする必要がある者について、民間企業の従業員を含め、政府が信頼性を調査するいわゆるセキュリティ・クリアランスを制度化するものである。

このセキュリティ・クリアランスにより、海外企業と機密を含む技術の共同開発や公共調達への入札ができるようになるなど産業競争力の強化につながる事が考えられるが、同盟国や同志国との同等の秘密保全法制を取ることは、これらの政府が進める他国との兵器開発を可能とするものである。国際的な兵器の共同研究開発で利益を上げるために科学技術全体を防衛目的に動員することにつながる。

そして国民には何が秘密かも知らされないまま、政府が勝手に秘密を指定し、その秘密に触れただけで厳罰を科す秘密保護法を拡大するものである。

また秘密を扱う人へのセキュリティ・クリアランスは、政治的思想、海外渡航歴、精神疾患などの治療歴、借金や家賃の滞納、家族や同居人の過去の国籍まで、機微な個人情報を根こそぎ調べ上げるもので、事情に変更があった場合には、報告させる誓約まで迫るとされている。上司からも調査票を提出させ、警察・公安調査庁や医療機関などにも照会をかけ、適性評価後も事業者、対象者を継続的に監視させる二重三重の監視体制となる。調査には対象者本人の同意が要件とされているが、行政機関又は適合事業所の業務のためには本人は事実上同意せざるを得ないであろうことが容易に想像される。

このように憲法の平和原則、思想・良心の自由、プライバシー権を踏みにじり、日本を戦争国家、死の商人国家におとしめることは許されない。さらに重大なことは、秘密保護法を改正することなく、これまで防衛、外交、スパイ活動、テロ活動に限定されていた特定秘密の範囲を拡大することである。憲法違反の秘密保護法を運用で拡大することは断じて認められない。

よって国及び政府は、日本を監視社会にし、憲法をないがしろにする重要経済安保情報保護法を直ちに廃止することを強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月3日

大津市議会議長 幸 光 正 嗣

内閣総理大臣

経済産業大臣

経済安全保障担当大臣

衆議院議長

参議院議長 あて